

入 札 公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記により公告する。

令和７年（２０２５年）１０月６日

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 伊南 一也

１ 件名

ホイスト式天井電動クレーン(0.5t) 1基 ほか1件

２ 納入場所

別紙「仕様書」のとおり

３ 納入期限及び仕様等

別紙「仕様書」のとおり

４ 入札条件

本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（大分類）の「機械器具」に登録され、地域区分が「市内」「準市内１」「準市内２」の何れかであること。
- (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

5 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）を、ファクシミリを使用して提出すること。（FAX 番号 0 8 3 - 2 3 1 - 3 3 3 8）

6 申請書提出期間

令和7年10月6日（月）午前9時から

令和7年10月10日（金）午後5時まで

7 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和7年10月14日（火）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

8 質問の方法

ファクシミリによること。（FAX 番号 0 8 3 - 2 3 1 - 3 3 3 8）

質問の期限は、令和7年10月16日（木）午後5時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

9 契約条項を示す場所及び日時

(1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局総務課

(2) 日時

令和7年10月6日（月）午前9時から

令和7年10月10日（金）午後5時まで

10 入札日時等

(1) 入札日時 令和7年10月20日（月）午前10時10分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

11 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第

193条の規定に該当する場合は免除とする。

13 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の110分の100に相当する金額を記載すること。

14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局総務課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 入札後、落札者は、契約までに入札額に係る内訳書を下関市上下水道局総務課に提出すること（様式は、別添の「内訳書」を使用すること。）。
- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

仕様書

1 件名

ホイスト式天井電動クレーン（0.5 t）1基 ほか1件

2 納入場所

下関市春日町8番1号 下関市上下水道局 高尾浄水場構内
高尾第一倉庫、高尾第二倉庫

3 納入期限

令和8年2月27日

4 クレーン仕様

No.1	名 称	ホイスト式天井電動クレーン（0.5 t）
	数 量	1基
	定格荷重	0.5 t
	揚 程	6 m
	掛 数	1本
	納入場所	高尾第一倉庫
	同 等 品	可
	参考型式	K I T O E R 2 M
	備 考	・横行、走行共に停止のリミットスイッチを設けること。 ・既設のクレーンの撤去及び引取りを含む。

No.2	名 称	ホイスト式天井電動クレーン（1.5 t）
	数 量	1基
	定格荷重	1.5 t
	揚 程	6 m
	掛 数	1本
	納入場所	高尾第二倉庫
	同 等 品	可
	参考型式	K I T O E R 2 M

	備 考	・横行、走行共に停止のリミットスイッチを設けること。 ・現在下関市上下水道局が使用している朝日音響㈱ R X - 3 3 0 0 U の受信機及び R C - 5 0 0 0 8 U の無線送信機を既設流用すること。 ・既設のクレーンの撤去及び引取りを含む。
--	-----	---

5 内容

受注者は、レール及び走行給電（ケーブルを含む）を既設流用した上でのクレーン（ガータ、サドル、巻上機を含む）の取替えを行うこと。なお、受注者は契約締結後に工程表を作成し、下関市上下水道局に提出し承諾を得ること。

また、取替え完了後、試運転調整及び荷重検査等を行い、正常運転を確認し別添高尾第一倉庫クレーン検査表及び高尾第二倉庫クレーン検査表に検査結果を記入したものを下関市上下水道局に提出すること。

6 提出書類

- (1) 納品書
- (2) クレーン取扱説明書等
- (3) 高尾第一倉庫クレーン検査表、高尾第二倉庫クレーン検査表
- (4) 写真（取替え前、取替え中、取替え後）
- (5) その他下関市上下水道局が指示するもの

7 その他

- (1) 取替え場所が浄水場内のため、入退場は下関市上下水道局の許可のもとに行うこととし、クレーン取替えに係る場所以外は立ち入らないこと。
- (2) 原則として閉庁時の作業は禁止とする。また、作業時間は作業準備及び片付けを含め、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。
- (3) 作業中は、補修材料、場内施設及び第三者に損害を与えないように十分注意し、万一事故が発生した場合は直ちに担当職員に報告し指示に従うこと（損害に係る費用は、受注者の負担とする。）。
- (4) 浄水場内での作業終了後、日毎に受注者が準備した工具等は全て持ち帰ること。
- (5) 本業務に際し、安全管理については十分注意すること。
- (6) 本業務により発生した産業廃棄物については、関係法令に基づき適正に処分すること。

以上

内 訳 書

令和 年 月 日

(宛先) 下関市上下水道事業管理者

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

件 名 ホイスト式天井電動クレーン（0.5 t）1基 ほか1件

品 名	単 価（円）	数量	金 額（円）	摘 要
ホイスト式天井電動クレーン（0.5 t）		1		
ホイスト式天井電動クレーン（1.5 t）		1		
合計（入札額）				